

を営む者に對し、帳簿の作成又は報告書の提出を命じ、經濟警察官

昭和二十三年七月四日印刷

昭和二十三年七月五日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局

第十八部

第二回 參議院決算委員會會議錄 第十三号

昭和二十三年五月二十八日(金曜日)

本日の會議に付した事件

○行政官廳法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○國家行政組織法案(内閣送付)

○電波物理研究所を電氣試驗所に統合する法律案(内閣提出)

○高等試驗委員及び普通試驗委員臨時措置法案(内閣送付)

○中小企業施設法案(内閣提出、衆議院送付)

午前十四時四十分開會

○委員長(下條康實君) 只今から衆議院送付の行政官廳法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○國務大臣(船田幸三君) 行政官廳法等の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

行政官廳法は本年五月二日を以て効力を失ふこととなつておりましたので、これに代るべき國家行政組織に関する法律を制定する必要があつたのであります。種々の事情のため、この新法律を五月三日から施行することは時間的に困難となりまして、御承知のように先に國家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律案を提出いたしました。御審議の上可決を見まして、これによつて行政官廳法等の効力が五月一杯延長せられたのであります。そうしてこの間に政府は國家行政組織法案を去る五月十日國會に提出いたしました。尚これと並行して約二十に上る各省設置法案を立案し、提案を急いだのであります。諸種の事情のために予想以上の時日を要することとなり、従つて仮に國家行政組織法案が五月三十一日まで成立を見るに至りまして、これと一体をなす各省設置法案の全部を同時に制定施行いたしますことは、極めて困難と見られる事態となつたのであります。事態がかくのごとく相成りました以上、更に目下の暫定措置を一ヶ月延長いたしました。その間に國家行政組織法案並びに各省設置法案を十分に御審議頂くことにいたしたいと考えるものであります。これが本法律案を提出いたしました理由であります。

○委員長(下條康實君) 御質問があらまればどうぞ。

○北村一男君 只今大臣の御説明の中に、種々の事情とおつしやいました。が、種々の事情という曖昧模範の言葉を使ひにないで、はつきりお述べになつた方がよいと思ひます。種々の事情とはどういふことを意味しておるか、詳しく御説明願ひます。

○國務大臣(船田幸三君) 政府といはしましては、各省設置法案につきましては、すでに殆んどすべてが五月の十五、六日に案を確定いたしましたのであります。その後必要の手続を履んでおりまして、これにつきましてあらゆる努力をして、関係方面の速かな承認

を決めておるのであります。尚、まだ全部が出揃うまでに至つておりませんので、そういうような事情を申し上げた次第でありまして、目下のところすでに印刷その他の準備に取掛つておりまして、近い機会に提案申上げることができると思ひます。外務省、大藏省、総理府、經濟安定本部、その他に物價院、それから行政監視院というようなものについての設置法案でありまして、その他に國家行政組織法制定に伴ひまして、内閣法の改正が必要となつて参ります。その内閣法改正案を近々に提出いたしますことができる状態のものにつきましては、まだ目下交渉中でありまして、できるだけ早く提案の運びにいたしたいと思つております。が、まだ何日かかるかというようなことを、確定的にお答え申上げるまでに至つておりません。こういうような事情があらますので、この法律案の御審議をお願いいたしました次第であります。

○山下善信君 極く簡単なことでござりますが、私達も速かに本案の審議をいたしたいと存するのであります。が、只今北村委員の質疑に對しまして、政府の御答弁の中に、近く内閣法の改正案を出すつもりであるというところをお述べになつたのでござりますが、どういふ御改正のお考えであるか、今少しこの機会にお示し置きを願ひたい。それは形式から申しますれば、この法律案とは直接の関係はないのであります。するが、言うまでもなく、この本法律案に關連いたしました種々の案件を當委員會が審議しておりますので、さういふ御意圖があらますようございすれば、この機会に具體的にお示しを願ひたい。

且つ又明瞭にいたして置かなければなりませんことは、この法律案を出しに關する諸般の原因の中に、各省設置法案その他が提案の遅れしました理由を、よく明かにいたして置かなければならぬのであります。これはややもいたしますと、関係方面というところが用いられるのであります。かくのごときことは、我々としても十分注意をいたさなければならぬこととてござりますが、延期の責任は内閣にあらまするか、どこにあらまするか、明確にして置いて頂きたい。政府に、かくのごとく予定が狂ひまして延期いたしましたその責任は、内閣にございまするか、どうか、明かにして置いて頂きたいのであります。

一体すでに御提案になつております行政官廳法、國家行政組織法、それらにつきましては、内閣としては、内閣の一つの政策、使命というものはあまり関係がないということ、總理が述べたのである、言ひ換へますと、いわゆる一つの法制的事務として、もうとよきの内閣がどうであらうと、すらうとやつてのけななければならぬもののような答弁を總理がいたしました。従いましてどの省の設置法案でありまして、内閣におきましては、とよきの内閣の意思でいろいろ構想を變へるといふことは、ないような趣の御答弁があつたのであります。どこに拘わつて停滯したのか、内閣ではすう／＼とやるつもりであつたが、外に停滯するところがありまして、どうか。さういふところにも自然關連をいたして参りますのであります。私は何も理窟を言うのではありません。小さいこゝろに拘わつて小理窟を言つておるのではないのであります。併しながら簡単に法律案を出せば、如何に簡単になるかという考へ方は、これは日本國が如何なる情勢下にありまして、うとも、苟くも國會というものの本質からいたしまして、よく／＼考へて提案者はこの提案をしなくちやなりませぬので、軽々しく取扱いたくないという意味で申しておるのであります。大きな法案でも筋が通つたらば、一分間でも我々は可決を惜しむものでございせん。小さい簡單なものでございしても、その底に流れておる軽々しく法律案を提出する、或いは不明瞭なところの説明を附加するといふようなことは、お互いが避けたらうという意味でやつておるのであります。どうか慎重な御答弁を今一度煩わしいと思ひます。

○國務大臣(船田幸三君) 山下委員のお言葉は誠に御尤もと存する次第であります。國家行政組織法案につきましても、前に申上げたことがあるかと存じますが、すでに五月二日現在の行政官廳法が失効いたしますことは勿

論分つておりましたので、政府といたしましては、すでに三月大の案を決定をいたす運びにまでなつて参つておつたのでありますが、更に慎重に各種の点につきましても、いゝの審議を進めて参ります間に、いゝの点についてその案を修正いたさなければならぬことになりましたので、その確定案を得るのに相当の時間を要したような次第でありまして、各省設置法案につきましても、政府といたしましてはできるだけ早く提案いたしまして、國会の慎重な御審議を煩わすために十分に日時を置きたいといふことを望みましたとして、殆んど晝夜兼行やつておつたような次第なのでありますが、如何にせんにいゝ細かい点について、各種の規定を行ななければならぬもので、相当前に考へておりましたようにも提案が遅れておりました次第でありまして、この点政府の提案の遅れまして、責任を痛感しております次第でありまして、現在も尙十分にその点を注意いたしまして、あらゆる努力をいたしまして、できるだけ早く提案申し上げたい、こゝういふふうに考へておる次第でありまして、御了承をお願い申し上げます。御了承を願ひます。尙内閣法に關します他省の改正につきましても、政府委員の方から御説明申し上げたいと存じます。

○政府委員(佐藤功善) 提案を予定されております内閣法の一部を改正する法律案は必要であるのかといふお尋ねでございますが、この現在の内閣法の第十二條に「内閣に、内閣官房長官を置く」とありまして、その組織は別に法律の定めるところによるといふことになつております。そしてその法律とは現在の行政官廳法であつたわけでありまして、行政官廳法の第九條以下に、内閣官房についての組織等の規定があるわけでございます。先日お配り申上げました國家行政組織法案と現在の行政官廳法との新旧の對照表を御覽になればお分りになるわけでございますが、この第九條以下のところを、今度の國家行政組織法では落してございます。それは内閣官房といふものは、こゝういふような合で行政官廳法に規定されておりましたのですが、実は内閣のそれ自身の補助部局であるわけでありまして、今度の國家行政組織法は、内閣の統轄の下にありまして行政機關のことを定めたものであります。その國家行政組織法案の規定する範圍の上にあるものであるわけでございます。従ひまして現在の行政官廳法の中の内閣官房に關する數條の規定を、今度は内閣法の中に移しまして、行政官廳とは別の内閣といふ一塊りの組織、その中に内閣官房のことも規定しようといふ趣旨でございます。

○山下義信(大田) 大臣の御答弁は了承いたしました。政府のいゝ御審議の遅れましては、政府の責任であるとおつしやいました。よく了承をいたしました。尙内閣法の御改正の御趣旨も了承いたしました。これは國家行政組織法と關連いたしまして、実に重大であると考えますが、これは組織法の方にございまして又研究させて頂くことにいたしました。

○委員(下條康重) 他に御質疑もございませなければ、質疑は終つたことにいたしてよろしいございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(下條康重) それではこの法案に對する御意見がありましたらお述べを願ひます。別段御意見もなければ討論は終結したものと認めてよろしいございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(下條康重) 討論は終結いたしました。本案に對する賛成の委員の挙手を願ひます。

「賛成挙手」

○委員(下條康重) 全会一致御賛成と認めます。よつて本案は可決せられました。報告書に御署名を願ひたいと思ひます。

「多數意見署名」

○委員(下條康重) 尙本案を本會議に報告する内容につきましては、委員長にお委せを願ひたいと思ひます。それでは次に國家行政組織法案につきまして御相談申上げたいと存じます。この法案は先程船田國務大臣のお述べになつたように、關連する各省設置法案等がまだ御提案になつていません。近く御提案になるそでありますから、それまで十分委員各位において御研究を願ひまして、相當の關係部局が提案になつた後に、改めて審議を始めることにいたしましたら如何でありますようか。

○山下義信(大田) 先刻政府委員から内閣法の改正案を出す予定であるといふこととありまして、それは國家行政組織法と密接な關係のあるといふことをお述べになりました。内閣法の改正法律案はいつ頃お出しになるお考えでありますか、政府の御予定をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○委員(下條康重) 御答弁を願ひたいと思ひます。内閣法の……

○國務大臣(船田幸三) もう一兩日中に提案を申上げることができるとの運びに相成つております。今印刷の手続をしておるような程度でございますから……

○委員(下條康重) ではさう、よろしくございませう。

○山下義信(大田) よろしくございませう。

○委員(下條康重) ではさういいたします。

それでは次に高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法案を問題といたしまして、政府の説明を願ひます……

まだ政府の方が見えませんが、電波物理研究所を電氣試驗所に統合する法律案を議題といたしまして、政府の説明を求めます。

○政府委員(下條康重) 大臣がお差支がございまして、代りまして、電波物理研究所を電氣試驗所に統合する法律案の理由を御説明申し上げます。

我が國産業經濟の復興が高度の科学技術によつて先導されねばならないことは、内外識者の等しく認めておるところでございますが、電氣に關する綜合的試驗研究機關として、設立以來五十七年有余の歴史を有する電氣試驗所は、有線通信、無線通信に關するあらゆる研究と、電力の送配電、電氣應用、電氣機器その他の研究とを強力に展開いたしまして、その効果を擧げて來ておる次第でございます。

特に電氣試驗所における電氣通信に關する研究に關しましては、事業立直りのため通信の基礎研究は勿論、有線通信、無線通信の各分野に亘る研究を行つて、著々その成果を擧げておるの

であります。これらの研究に關しましては、電氣試驗所において行つてゐる外、目下文部省に屬してゐる電波物理研究所においても、その一部の研究を行つてゐる実情であります。

電波物理研究所は昭和十七年四月に設立されたものであります。爾來電離層の研究、超短波、極超短波傳播の研究等を行つてゐるものであります。これらの研究は無線通信に關する研究分野として、極めて重要な事項でありまして、通信事業直結の研究機關としての電氣試驗所において、当然行ふべき事項であります。止むを得ず電波物理研究所に依存して來たのであります。事業の運営上遺憾の点が少なくなつたのであります。

今般電氣通信に關する研究につきまして、關係官廳關係者がその具體的方針を審議いたしました結果、電氣試驗所の電氣通信部門を主軸といたしまして、これに電波物理研究所を統合し、又同時に電氣試驗所の電力部門は、新設の試験標準に屬する電氣試驗所として、分離することが事業の合理的運営の面のみでなく、國家經濟の見地からも極めて適切であるといふ結論を得たのであります。

よつて、電力部門の分離については、別に試験標準設置法の制定を主管省において取り急いでおりますので、その法律によつて措置することにしたし、ここに取次ぐ電波物理研究所を電氣試驗所に統合する法律案を提案したのであります。

以上御説明申し上げました事情を御了承の上、何卒十分御審議下さいまして、速かに御賛成下さるよう切望する次第であります。

別に法律の定めるところによることになつております。そしてその法
「異議なし」と呼ぶ者あり
委員(下條議員) 御質問を願
たいと思ひます。内閣法の……
行つて、清々その成果を挙げておるの
であります。

○委員(下條議員) 御質問を願
たいと思ひます。

○委員(下條議員) 御質問を願
たいと思ひます。

○委員(下條議員) 御質問を願
たいと思ひます。

○委員(下條議員) 御質問を願
たいと思ひます。

○委員(下條議員) 御質問を願
たいと思ひます。

○委員(下條議員) 御質問を願
たいと思ひます。

○委員(下條議員) 御質問を願
たいと思ひます。

第十八部 決算委員会 第三十三号 昭和二十三年五月二十八日【本議院】

と、研究所を法律で以て設置すると、
こういふふうに解釈されるので、この
趣旨はすでに労働省設置法案を審議し
たときに、労働省においても、
第十條において、産業安全研究所を置
いて、こういふような事項を掌るので
あるといふことになつておりました。
先般國家行政組織法案の審議に際し
て、内務省は、やはり労働省設置法
案を審議いたしました当時の趣旨に鑑
みて、すでに行政組織の基準が立てら
れておるので、この趣旨に沿うように
國家行政組織法案においても考えなけ
ればならぬといふのが、本委員会の
意向であつたように何つておるのであ
ります。今回提案されました電氣試
験所の問題につきましても、労働省の設
置法案によつてでき上りました基準
から考えますといふと、やはり法律に
よるといふことが建前ではなければなら
ない。従つて國家行政組織法案にお
いて、内務省と同じように、研究所
等の機関につきましても、法律によつ
てこれを定めるんだといふ趣旨が一貫
されなければならぬのではないかと、
單に通信省設置法案が……まだ拜見し
ておりませんが……どうあらうとも、
基本的な考え方から申しまして、法律
によるのが妥當であるといふことが、
第一回國會において作られました行政
組織の基準に鑑みて、かように考える
ことが妥當ではないか。従つて政府委
員から通信省の設置法案についての御
答弁がございましたけれども、この法
律案は國家行政組織法案との関連にお
いて審議することが、妥當ではないか、
かように考えますので、一應政府委員
の御所見を伺つておきたいと思ひま
す。

○政府委員(下條議員) 只今小野
さんの御意見承りました。これは行政
組織法によれば法令によることの規定
になつておることは、委員長の御指摘
の通りでございますが、これはひとり
通信省だけでなく他の省に跨がつてお
りますので、法律を以て規定したすの
が適當であると考えたのでございま
す。

○小川友三君 電波物理研究所を電氣
試験所に統合するといふことは、これ
は吉田内閣の行政整理の一面と見てよ
ろしいのですか。

○政府委員(下條議員) 行政の合理
化といふことに解釈して頂いていいも
のであります。これによりまして、
当然重複する事務、その他の節約の起
きることは事實であります。

○山下義信君 最前の問題がまだ解決
されてない。あの政府委員は通信省で
今度出るところの通信省設置法案を以
て、この試験所は法律で定めることに
しておるから、今は法律案で出したの
だ、只今の答弁は他省に關係があるか
ら法律案で出したとこいう、そのこ
とがはつきりいたしませんから、
つきりして頂きたい。言替へれば電氣
試験所といふこの法律案は法令による
か、法律によるかといふ政府の見解を
はつきり御答弁願ひたい。言替へれば
今日の場合は法律でなければならな
い。ただ暫らく経つといふと法令で
きるうちに、國家行政組織法を、あ
んた方政府の方で出そうとしておる。法
律で統合を急ぐ必要があるかどうかと
いふことも明確にしなければいかん。
急ぐのであれば國家行政組織法が通つ
て、通信省の設置法案が通つてからで
もあなたの思ひ通りに法令によつてで

○委員(下條議員) 御質問を願
たいと思ひます。

○委員(下條議員) 御質問を願
たいと思ひます。

○政府委員(下條議員) 只今小野
さんの御意見承りました。これは行政
組織法によれば法令によることの規定
になつておることは、委員長の御指摘
の通りでございますが、これはひとり
通信省だけでなく他の省に跨がつてお
りますので、法律を以て規定したすの
が適當であると考えたのでございま
す。

○小川友三君 電波物理研究所を電氣
試験所に統合するといふことは、これ
は吉田内閣の行政整理の一面と見てよ
ろしいのですか。

○政府委員(下條議員) 行政の合理
化といふことに解釈して頂いていいも
のであります。これによりまして、
当然重複する事務、その他の節約の起
きることは事實であります。

○山下義信君 最前の問題がまだ解決
されてない。あの政府委員は通信省で
今度出るところの通信省設置法案を以
て、この試験所は法律で定めることに
しておるから、今は法律案で出したの
だ、只今の答弁は他省に關係があるか
ら法律案で出したとこいう、そのこ
とがはつきりいたしませんから、
つきりして頂きたい。言替へれば電氣
試験所といふこの法律案は法令による
か、法律によるかといふ政府の見解を
はつきり御答弁願ひたい。言替へれば
今日の場合は法律でなければならな
い。ただ暫らく経つといふと法令で
きるうちに、國家行政組織法を、あ
んた方政府の方で出そうとしておる。法
律で統合を急ぐ必要があるかどうかと
いふことも明確にしなければいかん。
急ぐのであれば國家行政組織法が通つ
て、通信省の設置法案が通つてからで
もあなたの思ひ通りに法令によつてで

○委員(下條議員) 御質問を願
たいと思ひます。

○委員(下條議員) 御質問を願
たいと思ひます。

○委員(下條議員) 御質問を願
たいと思ひます。

○政府委員(下條議員) 只今小野
さんの御意見承りました。これは行政
組織法によれば法令によることの規定
になつておることは、委員長の御指摘
の通りでございますが、これはひとり
通信省だけでなく他の省に跨がつてお
りますので、法律を以て規定したすの
が適當であると考えたのでございま
す。

○小川友三君 電波物理研究所を電氣
試験所に統合するといふことは、これ
は吉田内閣の行政整理の一面と見てよ
ろしいのですか。

○政府委員(下條議員) 行政の合理
化といふことに解釈して頂いていいも
のであります。これによりまして、
当然重複する事務、その他の節約の起
きることは事實であります。

○山下義信君 最前の問題がまだ解決
されてない。あの政府委員は通信省で
今度出るところの通信省設置法案を以
て、この試験所は法律で定めることに
しておるから、今は法律案で出したの
だ、只今の答弁は他省に關係があるか
ら法律案で出したとこいう、そのこ
とがはつきりいたしませんから、
つきりして頂きたい。言替へれば電氣
試験所といふこの法律案は法令による
か、法律によるかといふ政府の見解を
はつきり御答弁願ひたい。言替へれば
今日の場合は法律でなければならな
い。ただ暫らく経つといふと法令で
きるうちに、國家行政組織法を、あ
んた方政府の方で出そうとしておる。法
律で統合を急ぐ必要があるかどうかと
いふことも明確にしなければいかん。
急ぐのであれば國家行政組織法が通つ
て、通信省の設置法案が通つてからで
もあなたの思ひ通りに法令によつてで

○委員(下條議員) 御質問を願
たいと思ひます。

○委員(下條議員) 御質問を願
たいと思ひます。

○委員(下條議員) 御質問を願
たいと思ひます。

○政府委員(下條議員) 只今小野
さんの御意見承りました。これは行政
組織法によれば法令によることの規定
になつておることは、委員長の御指摘
の通りでございますが、これはひとり
通信省だけでなく他の省に跨がつてお
りますので、法律を以て規定したすの
が適當であると考えたのでございま
す。

○小川友三君 電波物理研究所を電氣
試験所に統合するといふことは、これ
は吉田内閣の行政整理の一面と見てよ
ろしいのですか。

○政府委員(下條議員) 行政の合理
化といふことに解釈して頂いていいも
のであります。これによりまして、
当然重複する事務、その他の節約の起
きることは事實であります。

○山下義信君 最前の問題がまだ解決
されてない。あの政府委員は通信省で
今度出るところの通信省設置法案を以
て、この試験所は法律で定めることに
しておるから、今は法律案で出したの
だ、只今の答弁は他省に關係があるか
ら法律案で出したとこいう、そのこ
とがはつきりいたしませんから、
つきりして頂きたい。言替へれば電氣
試験所といふこの法律案は法令による
か、法律によるかといふ政府の見解を
はつきり御答弁願ひたい。言替へれば
今日の場合は法律でなければならな
い。ただ暫らく経つといふと法令で
きるうちに、國家行政組織法を、あ
んた方政府の方で出そうとしておる。法
律で統合を急ぐ必要があるかどうかと
いふことも明確にしなければいかん。
急ぐのであれば國家行政組織法が通つ
て、通信省の設置法案が通つてからで
もあなたの思ひ通りに法令によつてで

○委員(下條議員) 御質問を願
たいと思ひます。

○委員(下條議員) 御質問を願
たいと思ひます。

○委員(下條議員) 御質問を願
たいと思ひます。

たならば予算の組替えをなさられなければならん。お分りになっておりましたならば、委員の方から早く御答弁下さいましたならば、無駄な手数が要らなないことになります。

○委員長(下條康實君) 外に御質問ございませんでしうか、御質問がなければ御質疑が終つたこととして、御意見をお述べ願ひたいと思います。

○小野哲君 只今のこの法律案に關しこの政府委員の御答弁等によりまして、電波物理研究所を電氣試驗所に統合するということについてのお趣旨は了承いたしましたのであります。ただ問題は先程來議談がございましたこの種試驗所等の施設を設置する場合において、政令によつてやるか、或いは法律に基いて行ふか、これらの点は國家行政組織法案の審議とも関連をいたしておりますので、この点につきましては尙結論が出ておらない。さうに考えておるのであります。でさういふふうな意味で、これらの試驗所等の施設の設置に對する政府の考え方を明かにして頂くことが極めて望ましいと思つたのでありますが一應この案自体に對しては私は反對するものではございません。で、この際要望として申上げて置きたいことは、先程繰返し申上げましたように、これが一つの先例となつて解釈上この種の電氣試驗所の施設等についても法律によつて行ふのである、こゝういふ見解と我々は了解してよいかどうか、この点についての政府の見解を伺つて置きたい。かように考えるのであります。

○委員長（下條康男君） 政府の御答弁を願います。

○政府委員(佐藤達夫君) 只今のお尋

ねの点は國家行政組織法の根本にも触れる重要な点であると存じます。従いましてその根本問題につきまして

は、いずれ右の行政組織法の御審議によつて、國會として又お決めになるののだと存するものでありますけれども、私共の考えておりますところでは、少くとも本件に関する限りにおいては、さういふ根本問題をこれで解決するという意圖は全然持つておりません。先程政府委員からちよつと御説明があつたのを側で聴いておつたのですが、私の職掌柄の立場としての観点を申し上げますと、本件は一顧各省、一つの省がもう一つの省に跨がつての問題である、従つてその点においては法律問題であらうという点に重点をおいておるわけでありませう。それに伴つて例えば一施設を廃止或いは変更する、所屬を変更するというような問題は、現在の行政官廳法におきましてこれは政令でできることであります。従ひまして政令でもなし得ることであると存じますけれども、法律でどうせ今の省と省との権限に亘る事項を処置いたします以上は、一緒にこの法律を以て施設に関する官制を処置しても一向妨げないことであります。今までの例から申しますしても当然政令でできることを法律の附則において処理しておる例も多々ございますので、そういう趣旨から何と申しますか、現実の立場からかやうな処置をしたものと我々は了解しておる次第であります。

○小野哲君　それでは私といたしましてはこの法律案は法律案として賛意を

きましては、國家行政組織法案の審議に際して十分検討を加えるということを申上げておく次第であります。

○委員長(下條康晴君) ちよつとお話
りいたします、先程質疑が終りになつた
つたことに申上げましたが、その後小
野委員から政府に対する質疑がありま
したので、再び質疑に入つた形になる
のでありますが、それで今小野委員と
政府委員との質問、應答を伺つており
ますと、やはり國家行政組織法案の審
議と相俟つてこの法案の審議を進めた
方が妥當ではないかと思うのでありま
す。それまでこれを延期したらどうか
か。と思ひますが、如何でございましょ
うか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(下條康廣君) それではさようにと取計ります。

次は高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法案を議題として、政府委員の説明を求めます。

その第一点は近く施行せらるべき國家行政組織法との関連をも予め考慮に入れまして、この際形式的の調整を加へるものであります。

○政府委員(佐田達夫君) 御説明を申上げます前にお許しを得ておきたいと存するのでありますが、実は活版刷になりましてお手許に参つておりますこの法案は、その後相当の正誤がございまして、実はその正誤の正式の印刷物が恐らくまだお手許に届いておらないと存するのであります。従いまして便宜上私の方で謄写版刷を以ちまして新しく直りました形のを、本日お届けいたしておきましたので、それによつて御審議頂ければ非常に幸甚であるというふうに考えておる次第でございます。

えておこうという点であります。第二点は高等試験委員の構成につきまして、殊に司法科試験を担任いたしております第三部というのがあります。が、その第三部の組織について所要の変更を加えようとするのを眼目としたしておるのであります。本案は條文が簡單でありますから、この條文に亘りまして一口ずつ申上げた方が却つて御理解に便宜かと思ひますから、お許しを得まして簡單に條文を遂つて申上げます。

第一條は、これは元の勅令で今日は政令の形になつておりますけれども、

等委員といふよりも高等試験委員会といふふうに訂しておいた方が將來の組織法の点からみても適當でありますので、この法律では高等試験委員会という称呼に改める。普通試験についてはそういう必要はありませんから、今まで通りの名前にしております。それから第二條でもう一点はこの「高等試験委員会」は、法務總裁の所轄とする。とございます。御承知のように現在的高等試験委員は内閣総理大臣の監督に属しておる機関でございます。今回は後に申しますようにこの高等試験委員の本來の大きな仕事は、司法官試験とい

高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

これは法律と同じ効力を持たせようという趣旨であります。この根拠は一應委任の根拠の下に立つておる政令を援

うことに相成る点をも考慮いたしました。これを法務総裁の所轄といたしました。

を願います。
○政府委員(佐藤達夫君) 只今のお尋
からお述べになりました國家行政組織
法案との関連においての根本問題につ
由を御説明申し上げます。
いう趣旨であります。この根拠は一應
委任の根拠の下に立つておる政令を扱
した。
て、これを法務総裁の所轄としたし

それから第三條であります。これは
試験委員の構成についてでありま
す。委員長は現在法制局長官が当ること
になっておりますのを、本案において
法務総裁を以て当てるということに
いたします。それから現在高等試験委
員長の下に部が三つございまして、第
一部は一般行政官の選考の仕事、それ
から二部相当の地方公務員の選考の仕
事をやつております。その第一部の部
長は法制局長官となるわけであります。
これは現在通りであります。それから
第二部では外交官、領事官のやはり二
級の人々等の選考をつやております
が、これも現在在外務次官が部長にな
つております。今回もそのまゝといふこ
とにいたしてあります。次が第三部、
これがいわゆる司法官試験をやつてお
る部であります。この部は現在法
務総裁官房長が部長に當ることにな
つておりますが、この際これを最高裁判
所事務総長が當るといふことにいたし
ます。それからそれに關連いたしまし
て第三部所屬の常任委員、この常任委
員は全体で九人でありまして、その九
人の常任委員が一部、二部、三部に所
屬することになつております。その第
三部所屬の常任委員の中の少くとも二
人は、最高裁判所の一級又は二級の官
吏の中から命ずるものとすることとい
ふことにいたしまして、この司法官試験
の面を相当おもてに出したことになるの
であります。あとは小さなことであり
ますが、高等試験、予備試験の仕事を
現在第一部でやつておりますのを、
今後は先程申しましたような、行政科
試験がなくつておりますので、司法
科試験の予備試験ということになりま
す。關係上、今の第三部で予備試験の仕

事やらすといふのであります。
それから第四條、これも庶務のこと
であります。現在第一部でやつてお
りますが、これを法務総裁の官房に行
わしめるということにございまして。
それから第五條は、これは國家公務
員法との関連を念のために規定したの
が一部であつて、その一部は公務員法
との關係を念のために規定したたも
のであります。それから第二点も大体
公務員法との関連であります。當然
のことながらこの國家公務員法なり
或いは地方公共團體の公務員につ
いての構成が完成いたしましたので、
用されるようになれば、第一部、第二
部、それから普通試験委員は當然仕事
がなくなりますが、そのときは成立
を失う當然のことを規定したわけで
ございまして。司法科試験だけが、これは
公務員法から申しますと、一應特別職
といふことになつておりますから、少
くとも裁判官に關する限りにおいて
は、將來司法科試験が残る得るわけ
であります。これにつきましては政府と
いたしましては、今日からすでに、一
つ新たな角度からの再検討をしよう
といふわけで、司法科試験を如何にす
べきかといふことを十分根本に就いて
検討いたしまして、そうしてこれにつ
いては、別途新たな根本的の改正を
考えたいといふふうな考えでおるわけ
であります。大略御説明申し上げまし
た。
○委員長(下條康孝君) 御質問願いま
す。

臨時措置法」となるのではないかと思
うのであります。これに対する御意
見をお伺い申し上げます。
それからこの第三條の、第二部の部
長は外務次官が外交官と領事官の試験
をやるといふことが、終戦の今日、こ
うしたことをやつておるかどうかとい
うことを、……削つてよろしいのでは
ないか、或いは今やつておるならば、
どういう目的でどのくらいの人々が試
験を受けておるかといふことをお伺いし
たいと思ふのであります。

○政府委員(佐藤達夫君) 第一点の、
技術的問題についての御疑問は御尤
もと思ひますが、私共の考え方は、こ
の現在ある高等試験委員、それから普
通試験委員という制度の臨時措置とし
てどういふふうなことを、この法案で
扱うかという意味の見出しとして、現
在の制度を先ず看板に掲げまして、そ
うして中身によつてその臨時措置の内
容が分るといふような筋道に考えを求
めた結果、こういうことになつたわけ
であります。又その方が自然ではない
かといふ氣持を持つておる次第でござ
います。

それから外交官、領事官の關係は、
これも外交官は、現在實際上はありま
せん。御疑問も御尤もであらうと思
ひますけれども、現在やはり預備顧問
事という官名を持つておる人が
いるわけでありまして。これは戦争にな
りまして、外國へ行つておりました人
々が皆引揚げて参つております。その
人達は當然免官になるというふうな
ものでもございせん。又そうなつても
氣の毒なことではあります。制度上と
してやはり、この戦争中外國から閉め
出された、そういう外交官、領事官が、

やはり内地に來てそのまゝの地位を保
有し得るようになつております。實際
問題としては、これらの人々には、外
務官吏の研修所というふうな施設がご
ざいまして、そうして新しい、外交
再開に備えての外交官の卵、卵とい
つては何ですが、養成ということをや
つております。相當おわけでありま
す。それらの人々もやはり段々年数が経ち
ますれば上へ上げてやらなければなら
ない、ということ、選考の仕事に當
つておるのでもございまして。

○山下義信君 簡単にございしますが、
二点程伺いたのであります。第二部
の部長をどういふわけで外務次官にお
當てになりましたか、総務長官では工
合が悪いのでございませうか。それから
もう一点は先程逡巡の御説明の中に司
法科の試験制度については考慮してい
る、いろいろ御心配の最中であらうと
存じます。この機会に伺つて置きた
いと思ひます。副領事の取扱について
はお考えが安定するのようございま
したらお漏しを願ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 第一点の新
らしき國家行政組織法において総務長
官ができるが、それを以てこの部長に
當てたらどうかといふお示しでありま
す。これはなか／＼御尤もな御疑念で
あると思ひます。ただこの我々の立案
いたしましたときの氣持といたしまし
ては、もとより総務官といふことは
第一の問題となつておりますけれど
も、國家行政組織法においてはまあ次
官といふ者の立場から申しますとい
うと、これはまあ、こういうことを申し
上げてはどうかと思ひますけれども、
大体副大臣の性格を相當持たしてお
るわけでありまして。この部長、委員

○小川友三君 「高等試験委員及び普
通試験委員」とありますが、これは高
等試験委員会と改めるといふことであ
りますから、これは見出しは當然私は、
「高等試験委員会及び普通試験委員会
に關する法律」の第三部で予備試験の仕

それから法制局長官の所見と
ちよつと異なるのであります。こ
の試験委員会の第三部の部長は、例
えば第一部の部長が法制局長官である
に、こゝろ人々が部長に當るのが適當
と思ひます。今の外務次官ならばとも
かくでありまして、今後の次官の性格から
いつて私は適當でないのではないかと
考へる。むしろ法制局長官のごとき政策
に關係のないような純然たるエキス
パートの人が部長に當るのが適當であ

○山下義信君 私は法制局長官の所見と
ちよつと異なるのであります。こ
の試験委員会の第三部の部長は、例
えば第一部の部長が法制局長官である
に、こゝろ人々が部長に當るのが適當
と思ひます。今の外務次官ならばとも
かくでありまして、今後の次官の性格から
いつて私は適當でないのではないかと
考へる。むしろ法制局長官のごとき政策
に關係のないような純然たるエキス
パートの人が部長に當るのが適當であ

○山下義信君 私は法制局長官の所見と
ちよつと異なるのであります。こ
の試験委員会の第三部の部長は、例
えば第一部の部長が法制局長官である
に、こゝろ人々が部長に當るのが適當
と思ひます。今の外務次官ならばとも
かくでありまして、今後の次官の性格から
いつて私は適當でないのではないかと
考へる。むしろ法制局長官のごとき政策
に關係のないような純然たるエキス
パートの人が部長に當るのが適當であ

まして、新たな大官の性格というものは適当でないように考えます。些か所見を異にしておる。どういふわけで次官をお入れになりましたか、不審に思いましたのでお尋ねした次第であります。

○委員長(下條康實君) ちよつと伺いますが、この委員会というものは行政組織法には委員会になるのですか。

○政府委員(佐藤達夫君) さように考えております。

○委員長(下條康實君) 他に御質疑もなければ質疑は終つたことにいたしてよろしくございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(下條康實君) それでは質疑は終つたことといたしまして、御意見がありますればお述べを願いたいと思ひます。それではこの程度に止めておきます。

それからちよつと戻りますが、行政組織法案につきまして、山下委員から野溝國務大臣に対して質疑があります。そうであるから、野溝國務大臣に御出席願ひましたので、山下委員から御質疑願ひたいと思ひます。

○山下義信君 野溝國務相にお忙しいところを御出席を願ひましたのは、國家行政組織法の審議に関連をいたしまして、無任所國務大臣という者のあり方についての御所見を伺いたいと思うのであります。

私の伺いたいと思ひまする要點は、國家行政組織法の上におきまして外局というものがございませう。外局には國務大臣が長になるのとならないのがあり、それは今回政府の提案におきましてはまだはつきりとは法案の上に出ておりませんが、説明の上におきまして

國務大臣が長になる外局と、ならない外局とを、一應名称の上で区別しようとする意図があるかのようでございます。又一面内閣法におきましては、御承知の通り國務大臣中には行政事務を分担しない、主任行政部を持たない國務大臣のあることを許しております。これは、御承知の通りであります。これ即ち無任所大臣設置を内閣法が認めておる所以であります。無任所大臣には無任所大臣のおのずからなる任務があると思う。今の内閣では無任所大臣をどういふふうな位置においでになりませうか。又無任所大臣の運営がどういふふうなことでありますか。伺いたいというのが第一点であります。

第二点はその丁度裏を伺うようでありませうが、無任所大臣という方が悉く出で外局の長局になつてしまひますということになりませうと、無任所大臣というもののあるべき効果というものがなくなつてしまひのじやないかと、思ひます。それでその無任所大臣の人事が出で、おの／＼行政部の主任大臣としてあらねばならんということになりませう、あつた、さういふやうな國家行政組織法を考へて行かなければならんのであります。それでその当面のお方としては、あなただはそのお一人なんだと私は考へておりますが、間違つておれば間違つております。野溝國務大臣は無任所相が本来の大臣としての御所掌であるのか、地方財政委員会の委員長という方があなたの本来の國務大臣としての御所掌であるか、その点を伺ひたいのであります。

第四点といたしましては、凡そ外局の長官というものは國務大臣を以てこれに當てるのには、これはその道の専門家が當るべきが至当であると思ひます。元來外局というものは、専門的立場の獨立の官廳を置こうというものが外局の性格でありますので、如何なる政治家を持つてきててもその職に當るといふことは妥當ではない。そこで地方財政委員会の委員長に御就任になるならば、その地方財政についての練達堪能な國務大臣が當るべきであらうと思ひます。野溝國務大臣の例を以てすると、あなたの御専門は何であられるかといふことを承わりたいと思ひます。かゝります。〔笑聲〕これは実は極めて深刻な問題でございます。國家行政組織法の外局の長官に大臣を當てるという場合におきましての大切な点であると思ひます。それはいゝゆるインナー・キュービネット内閣制に関連いたしまして重大であると思ひます。私は何つておるのであります。

第五点といたしまして、只今の地方財政委員会のあの構成の程度で、これは地方財政委員会の法律が國務大臣を以て委員長に當てることに、委員に當てることにいたしておりますから、これは法律の上ではございませうが、あなたの國務大臣としての事務御所掌の範囲であります。例えば次官が必要であるか必要でないか、今あなたのところ

熟知いたしておりますが、臨時的の委員会であろうと考へております。この委員会の当面の任務が終了なさりますと、あなたの御所掌はこの内閣におきまして大臣として如何なる立場をお取りになりますか、その点であります。

ろでは次官をお使いになつておりますか、どうですか。それが今後とも必要でありますかどうか。これは、外局には次官を置くか置かないかという点にも関連がございませうから、實際の上において必要性があるかないかという点を伺ひたいと思ひます。以上の諸点でございます。

○國務大臣(野溝勝君) 山下委員にお答えいたします。内閣に無任所大臣としての國務大臣を考へておる、然るに地方財政の委員長を兼務されておるようであるが、一体さういふ権限乃至は内容が不明瞭じやないかといふような御趣旨に承わりました。内閣法の内容につきましては私まだ十分検討をしておるのではないのでございませう。委員会法といふのがありまして、この委員会法によりまして、大臣の中一名はこの委員になることになつておるのでございませう。委員会法第四條に規定されております。そこで私は内閣總理大臣の命によりまして、地方財政委員会委員長をやつておるわけでございませう。

次が委員会の権限と申しませうが、この委員会の、臨時立法法でありまする地方財政委員会法、これが直き消滅する、その後一体どういふことになつたのかといふ御所見に拜聴いたしました。これは山下委員も仰せのごとく、臨時立法法でございまして、二十四年の一月八日まで存続することになつております。それから以後のことにつきます。自然自治法という法律が制定になつておるのでございませうが、この裏附けとしての財政的な措置

を取るためには、何かの機關と言ひませうか、機關が設定されることになると私は考へております。

第三の点でございますが、財政委員会は専門家を以て當てたらよいじやないか、野溝大臣は専門達いではないかといふやうなふうな御所見をいたしました。が、確かに御承知の通りでございます。併し總理大臣の命によりまして委員長を委嘱受けた以上は、内閣に在關しておる以上は、その点を担当して悪いということはありませうので、その点御了承を願ひます。

尙次官が一体必要であるか、ないかといふやうな御所見のごとく伺ひたいと思ひましたが、御承知のごとく新しい機關でございまして、特に地方財政におきましては、非常なる行詰りを來たしてございまして、これが打開につきます。御承知のごとく應戰苦闘をしておるわけでございませう。特に中央地方の財政調整をしなければならんという観点から、私一人ではなかつた活動もできませんので、特に次官を必要と感じた次第でございます。尙私から申上げるまでもなく地方財政委員会、非常に人員が少いのでございまして、かような意味からも、委員内外を問はず、連絡調整の任に當つて貰うといふ相當の地位の人が必要なんぞでございます。かような意味で次官を必要と感じたわけでございませう。

○山下義信君 大變御苦勞を煩ひまして、明確な御答を得まして、満足いたしました。最後にお歸りの間際一言伺つて置きたいと思ひます。今回の政府の財政計画の確に當りましては、地方財政問題について、大臣は誠に御奮闘に相成つたやうであります。

政府の財政計画の確に當りましては、地方財政問題について、大臣は誠に御奮闘に相成つたやうであります。

ては、まだつきりとは法案の上に出て
おりませんが、説明の上におきまして
第三は地方財政委員会の委員長とし
ては、この委員会は私は門外漢で十分
範囲であります。例えば次官が必要で
あるか必要でないか、今あなたのところ
が制定になつておるのでございますか
に御審判に相成つたようであります。

今朝の新聞でもいろいろと承知をいた
した次第であります。大臣がこうい
う職にお当りになつて、そうして御審判
なさるのには、専門家でなくとも相当
有力なる政治力を以てしても大いなる
効果があるもので、お当りになつてお
るという一面も亦私達も認めるのであり
ます。そこで私達参考承り承りしたいの
であります。あなたが大臣として今
回の地方財政の確立に向いて、特
に事務当局の立案とか、起案とかい
うものでなくして、大臣自らの御発意で、
御構想で、今回の御計画の樹立いたし
ました或いは住民税、或いは入場税の
地方委員の問題に關連いたしまして、
あなたの発意として御立案になりまし
たような御計画がありますれば、念の
ために承つて置きたいと思ひます。

○國務大臣(野澤勝) 私が立案した
のもあります。事務当局が立案した
のもあります。併しこの事務当局とい
ひましても、地方財政委員会法に基
き、委員会の意見を聽いて事務局長と
するものでございまして、この委員会は多
数決で以てこれを決することになつて
おります。尙委員會は立案に當るとい
うことになつておられますので、これを
事務局長が代行して立案する場合もござ
います。特に委員會の一委員であり
ます委員長として、私もこれに参画を
いたしまして、私の試案を提示して事
務局長として、委員會案としてこれを
決定する場合もあります。

○山下善信 國家行政組織法に關連
しての問題外になりましてはいけませ
んの、その範圍内でこれこれと大臣
の答弁を煩わしますが、この地方財
政委員会の任務は言うまでもなく、地
方自治の確立にあるのでございまし
て、その財政の裏付けに余程御盡力に相
成つておると思ふのであります。が、
これがいわゆる地方の監督を嚴重にい
たしめるために、元の内務省のよう
な臭が残つておりましたのでは、地方
自治の發展どころでない、非常な損
害に相成ることではございまして、その
点大變御心配下さつておると思ふので
ございまして、この地方財政の確立の
上におきまして、重大なる要點に地方
が考へておられますのは、地方起債の認
可の制限緩和でございまして、これが
今回どういふふうになりましたか、
この機会に承つて置けば大變仕合せ
に思ふのでございまして。

○國務大臣(野澤勝) 御尤もな御質
問でございまして、特に地方財政委員
会といひましては、山下委員の御意
見は重要でありますので、この際一言
申上げて置きます。地方自治の確立と
いうことは、これは國家挙げて関心を
拂つておるところであります。同時に
この確立を期せなければならぬので
あります。地方自治の確立と言いま
しても、どうしても財政の裏付けがない
といふと、地方自治の確立といふのが
絶対にできないのでございまして。昨年
地方自治法が生れた際に、並行してこ
の裏付けとしての財政立法が決定になつ
ております。今日のごとく中央
地方の財政事情に對するいろいろな行
き違ひと言ひましようか、支障を來さ
なうで或る程度済んだのではないかと
思ひますが、併しながらその裏付けがな
かつたために今日山下委員の御心配に
なつておられます通り、いろいろと支
障があり、且つ又今回のこの政府の結
論をいたしましても、一時的な困難策
に過ぎないと思ひます。よつてこ

の決定的な地方自治の確立をするため
には、裏付けの財政立法を出す必要があ
りますので、近い機会に議會へ提案す
る運びになつておりますから、その際
はよろしく御審議御検討をお願いいた
思ふのでございまして。

尙地方の自治体が、最も困つておる
問題は財政補償の問題でございしまし
て、特に中央と地方との調整が完全
に出来ておりますならば、畢生の努力を
以て解決打開ができるのでございませ
ん。遺憾ながらそれが決定的になつて
おりませんので、赤字を生み、その赤
字のために中央からの分與或いは起債
を仰がんとおるのでございませ
ん。その起債がなか／＼容易でないの
でございまして。併し今回におきまして
は、つまり六十數億の起債を承認させ
ることになりましたので、或る程度目
治体における起債上の問題は緩和され
るのではないと思ひます。併しこれ
だけでは到底地方自治体の起債要求に
は満ちませんので、今後この打開につ
いて別の機關をいたしまして、特に中
央にばかり依存するのではなくて、地
方自らのこの金融措置をするために、近
い機会にそれに代るべき立法立案とい
ひまして、今議會に提案したいと思
ひます。今考へておる次第であります。

○山下善信 有難うございまして。
野澤大臣は農林どころではない、なか
な地方財政通でございまして、大い
に意を盡したまはりました。地方の出
入を地方に委譲したまはりました。その
費用を負担する能力が今ございませ
うか、それにつきまして何かお考へ
でもお持ちでございませうか。これだ
け一つ附加して何つて置きたいと思
ひます。

○國務大臣(野澤勝) この点は政府
特に地方財政の方におきましても最も
強く要望しておるのでございまして、
地方の出先機關といふものは、日本の
財政上から見ても、考へて貰わなけれ
ばならぬし、且つ自治体といひまし
ても、十分考へて貰わなければならぬ
といふ点で、始終内閣におきましても、
論議検討をされたのでございまして、
未だ我々の考へておるような目的達成
までの結論を得ておりません。併し一
應この出先機關が整理される場合にお
きましては、財政的な措置は中央と脱
み合はせて、財政的な覚悟を持つてお
ります。

○委員長(下條廉吉) それでは次に
中小企業設備法案を議題といたしま
す。この法案は、先きに商業、鉄工業
委員會と連合委員會を開きまして慎重
に考究いたしましたのであります。尙その
際小委員まで設けまして修正点につ
いて御協議があつたようであります。そ
れでこの案につきましては修正の御意
見もあり、又いろいろ案の立て方につ
きまして、行政組織法案との関連等
につきましても御議論があると思
ひますので、この前連合委員會で私が
申しましたように、この法案の審議期
間と申しまするか、憲法第五十九條の
第四項のいわゆる「參議院が、衆議院
の可決した法律案を受け取つた後、國
會休會中の期間を除いて六十日以内
に、議決」云々とありますが、この六
十日が來たる六月四日に到達するので
あります。それでこの第四項の解釈に
つきまして、私個人としてはこうい
ふに考へております。が、「議
決しないときは、衆議院は、參議院が
その法律案を否決したものとなすこ

とができる。」という規定でありまし
て、同様の規定の、例えば六十七條の
總理指名の場合に「國會休會中の期間
を除いて十日以内に、參議院が、指名
の議決をしないときは、衆議院の議決
を國會的議決とする。」といふのは
違つた書き方になつておるようと思
ふのであります。従ひまして、若し否決
にすることが衆議院において適當と考
へた場合は別であります。が、そうでな
い場合におきましては、否決したこと
にしない、即ちこちらにおいては更
に相當審議の余地が、期間があるの
ではないかといふふうにも解釈されると
思ふので、この点につきまして一
應委員部長の意見を聴きたいと思
ひます。

○參事(河野義寛) 憲法第五十九條
につきましても、この第四項は憲法審
議の際に修正案として出たわけであ
ります。この修正を御提案になつたの
は外ならん下條委員長であります。し
て御協議が深いつきまして、
下條委員長は御審議が深いわけであ
ります。この第四項の解釈につきまし
ては、只今委員長がおつしやいました
範圍におきまして、私共も全然同様に
考へておるような次第であります。が、
第五十九條の第二項によつて、衆議院
が可決した法案を參議院がそれと異な
つた議決をした、つまり否決とか修正
とかをした場合には、衆議院は三分の
二以上で再議決をして、衆議院の意思
通りに法律を可決することができると
いう極限は、參議院が故意に日数をず
らして、いつまでも決定をしない、そ
のため五十九條の第二項になる特權
を衆議院が使うに由なき状態になるこ
とを防ぐために、第五十九條第四項と
いうものがあるわけでありまして、

衆議院がそのことを欲しないならば、又欲しても三分の二が得られないような情勢であるというこの考慮からそういうことをやらないならば、六十日経つただけで直ぐに参議院が否決したということにはならないので、衆議院が否決したとみなした場合に、初めてその法案が参議院で否決されたと同じような法律的效果を生ずる、こういうことになるかと考えております。

○委員(下條廣重君) この問題について御意見を承わりたいと思つておりますが、具体的に……

○吉川末次郎君 今の委員長長の説明は、私の理解に明確を欠いたところがあるのですが、結局委員長長の説明は、参議院が要するに握り潰してしまつたときには、やはり否決した場合と同様に、衆議院で三分の二以上の賛成投票によるものでなければ否決されたことにならない、可決されないということなのですね。

○参事(河野義寛君) 衆議院が三分の二で再議決をした場合に直ぐできるか、或いは一週、参議院は六十日以上経つたから参議院が否決したものとみなすという議決をしていて、その上でやるか、これはいろいろ意見があると思ひます。ただ私が今申上げたのは、参議院が法律案を六十日持つておれば、そのことによつて自動的に衆議院によつて否決されるものとみなされるというのではなくて、六十日経つてゐる場合に、衆議院が、あれは否決したものとなして、五十九條二項でやるうというような意思を持つた場合に初めて否決されたとなされるので、六十日持つてゐるだけで直ぐ否決されたことになるのではないということ

申上げたつもりでございます。

○委員長(下條廣重君) ちよつと委員長長の説明を補足したいと思ひます。が、具体的にいいますとこういうことになると思ひます。五十九條の第四項によりまして、参議院が否決したということにみなす場合は、衆議院において否決するといふ議決があるのです。その場合においては過半数で行きますから、今の政情から行きますと、與党で否決とみなすことができるのです。併しながらそれが有利かどうかといひますと、今度第二項に行きまして、否決した場合には第二項によつて、三分の二のマジオリティを取らなければならぬ。ところが三分の二のマジオリティが得られない、否決とみなした結果、却つて與党が不利になるというものであれば、却つてこちらが否決しないものとして審議してもいいんじゃないか、こういう結論になると思ひます。この書き方はそういうふうにしてゐるわけですね。

○参事(河野義寛君) 先程も申し上げましたように、具体的に参議院が否決したものとみなそうとする衆議院の意思を確定する手続は、どういふふうにしたらいいかという点については、二つの見解が成り立つと思ひます。その一つの見解を今委員長がおつしやつたと思ひます。いづれにいたしましても参議院が六十日以上持つておりましたも参議院がその法案を、参議院が否決したとみなすことの状態を欲しない場合は、衆議院がそのまゝにしておりますれば参議院が法律案を持つたままですれば生きておるのでありまして、七十日目に参議院がこれを否決すれば否決されることにはならない、それは法律

になるので、六十日持つておりますことと直ちに自動的に否決されることにはならないということだと思ひます。それで、委員長が先づき仰せられた、参議院が六十日以上持つてゐるから参議院が否決したものとみなすということにするには、過半数で、参議院は六十日以上この法案を持つてゐるから、参議院はこの法案を否決したものとみなすといふ議決をする、これは憲法五十九條一項によつて過半数でやればよい。過半数でやると参議院は否決したといふ状態を生ずる。否決したならば、従つて衆議院と異なつた議決をしたことになるから、五十九條二項によつて再議決をすることができ。その場合には三分の二でやるのだと、これは極めて御明快な御見解だと思ひます。

但し實際問題としてしましては、この際はどういう手続をとるかということ、衆議院規則には何ら書いてございせん。それで別の解釈をいたしましては、参議院はこの法案を否決したものとみなすといふことを過半数でしなれて五十九條二項の條件を満たしたことになる。結果的にいへばそういう議決をしたことになる。そのとき衆議院は、参議院がその法案を否決したとみなして、そういう行動をとつたんだということにもみなされ得る。これを實際的にいいますと、若し三分の二が得られませんければ一遍過半数で否決したものとみなしても、そのまま再議決することもできまけんし、どうすることもできないから無意味なことになりますし、若し三分の二の多数が採決の時に得られますならば、過半数は当然得

れるのでありますから、特段に二段的な行爲を必要としないのではないか、常識的には一段の行爲でもいいではないかという見解もございします。併しそれは衆議院規則に何ら規定はございせんし、そういうまだ事例は起つておりませんから、先程委員長の言われたやうな、二段的な行爲が必要か、一段の行爲で足りるかはまだ決まつていないと思ひます。法制局長官等とも先程話し合つた時は、まあ常識的にその一段階でいふやうな気がするといふやうなことをいつておりましたし、本院の法制部長あたりはやはり衆議院と書いてあるから二段的な行爲とするのじやないかといつておりますが、何れともそのことは決まつておりません。

○山下義信君 二段的な解釈は只今承りまして了承するのでありますが、そういう場合、本院が仮に七十日目に修正議決をしたとします、そういう場合においてでも衆議院はこの第四項によりまして六十日以内に議決しなかつたから、参議院が仮に修正議決をしましても、それは六十日以上の日数においていたしたのであると認めなく

て、六十日以内に議決しなかつたからという理由を以ていたしまして、向うはこれを否決するといふことも、二段的な場合にはあり得ると思ひます。ありますが、如何でございしますか。

○参事(河野義寛君) それ七十七日経つて修正が行われて、衆議院がどういふ行爲を取るかといふことで、その場合には衆議院が五十九條四項によりまけんでも、始めから五十九條二項で、参議院はこれと異なつた議決をしたといふことに当てはりますから、若し三分の二で再議決しない時でも、

六十日云々を持出さなくても再議決ができるのであります。従つてその場合は五十九條の二項に戻つてくるわけでございます。その場合は衆議院が三分の二以上で再議決したくないならば、国会法で規定しておる普通の手続によつて両院協議会を求めればよいのでありまして、何れにしても六十日の方は援用しなくても済むかと思ひます。

○委員長(下條廣重君) 大体そういうやうに解釈していいのじやないかと思つておりますが、若しそうでありますと、多少審議の時間があるわけでありまして、問題は相当多岐に亘つて存在してはおりまして、今俄かに決めるのはないかと思ひます。又修正点につきましては、GHQの方のその筋の意見も聞かなければならぬと思ひます。

それらの段取りでありまして、六十日以内に審議がなすかしないのじやないかと思つております。若し御異存がなければそういう順序で行きたいと思つております。如何でございしますか。

○山下義信君 今のは六十日経過という實際に類したときの、取扱ひ方の研究でございまして、六十日が当然経過するといふことが、必ずしも絶対的なことに予想されておるわけではないのであります。本委員会といたしましては連合委員会の審議も経過いたして、多少纏まつた意見も報告されておるのでございますから、できるだけ審議につきましては最善の努力をいたしまして、只今の場合は最悪の場合の研究かと心得ますので、できるだけ本委員会の審議に努力をいたしたい、かやうに考えております。

たことなるのではないといふことを
決されることにはならない、それは法
若し三分の二の多数がなければ
得られますならば、過半数は当然得ら
る。若し三分の二で再議決しない時でも、
に考えております。

○委員長(下條康君) 山下委員の御意見等の、今の憲法の規定の解釈は、全く最悪の場合を考えて研究したのでありまして、大体御異存がないように考えておりますが、それでは今後において多少余日がありますから、中小企業設置法案につきましては十分御審議を煩わしまして、最善の努力を盡したいと考えます。尚これにつきまして修正点が四ヶ所ありまして、連合委員会において大体承認されたように思うのですが、それは如何取計らつてよろしいのですか。山下委員、これは異存がありませんか。

○山下委員 お尋ねでございますが、お答えいたしますが、修正すればこういう点ではないかという程度のいわゆる修正意見の、まあ賛成の多い点を認められたのでありまして、連合委員会には委員長御承知のごとく、反対意見も相当強いのでございます。委員会全体として一致した確たる意見という点には尙到達しておりません。よう、これは挙げて元の委員会である決算委員会に審議をして頂くというところに相成つておりましたように記憶いたしております。

○委員長(下條康君) それでは最近の機会に更に決算委員会を開きますから、十分御審議を煩わしいと思ひます。それでは今日はこれで散会いたします。

午後零時十六分散会
出席者は左の通り。
委員長 下條 康君
理事 太田 敏兄君
西山 龜七君
山下 謙信君

委員

- 岩崎正三郎君
堀 眞尋君
吉川末次郎君
北村 一男君
中川 幸平君
竹中 七郎君
谷口彌三郎君
深川タマエ君
小野 哲君
駒井 憲一君
鈴木 憲一君
伊達源一郎君
千田 正君
小川 友三君
西田 天香君

- 國務大臣 船田 幸二君
國務大臣 野溝 勝君
政府委員 佐藤 功君
佐藤 達夫君
佐藤 謙平君
細井富太郎君
下條 恭兵君

- 參事(委員長) 河野 義克君
參事(委員部長) 吉田 五郎君
電氣試験所企画部長
三月二十九日本委員会に左の事件を付託された。
一、中央出先機関の整理統合に関する陳情(第七十七号)

- 中央出先機関の整理統合に関する陳情
第七十七号 昭和二十三年三月十七日受理
第七十七号 昭和二十三年三月十七日受理
中央出先機関の整理統合に関する陳情

東京都議会議員 石原永明外九名
この陳情の趣旨は、第三十一号と同じである。

五月二十二日本委員会に左の事件を付託された。
一、公吏に國家公務員法を適用することに関する請願(第七百二十三号)
一、建設院を建設省に昇格することに関する請願(第七百三十二号)
一、中央出先機関の整理統合に関する陳情(第三百五十号)
第七百二十三号 昭和二十三年五月十三日受理
公吏に國家公務員法を適用することに関する請願
請願者 鹿兒島市議會議長 増田 靜

紹介議員 島津忠彦君
公務員法は、官吏のみに適用されていなければならない地方自治向上発展のために公吏にも適用せられたいとの請願。
第七百三十二号 昭和二十三年五月十三日受理
建設院を建設省に昇格することに関する請願
請願者 東京都千代田区九ノ内二ノ一〇、三、兼仲一四号館ノ三日本道路建設業協会の 森豊吉

紹介議員 兼仲一君
内務省の解体に伴つて、暫定的措置として建設院が設置されたが、この際建設院を建設省に昇格せられたいとの請願。
第三百五十号 昭和二十三年五月十三日受理

中央出先機関の整理統合に関する陳情
三重縣議會議長 小切間重三郎
この陳情の趣旨は、第三十一号と同じである。

五月二十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法案(第七十号)
一、行政官廳法等の一部を改正する法律案(第七十二号)
高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法案
高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法案
第一條 高等試験委員及び普通試験委員官制(大正七年勅令第九号)は、この法律に規定する條件の下に、昭和二十三年六月一日以後も、なお当分の間法律と同一の効力を有する。
第二條 官制中「高等試験委員」とあるのは、「高等試験委員会」とする。
高等試験委員会は、法務總裁の所轄とする。
第三條 高等試験行政科試験及び普通試験の廃止に伴い、高等試験委員会及びその第一部並びに普通試験委員は、これらの試験に関する権限を失つたものとする。
高等試験の予備試験に関する事務は、高等試験委員会第三部においてこれを掌る。
第四條 高等試験委員は、法務總裁をもつて、これに充てる。
第一部の部長は法制局長官、第二部の部長は外務次官、第三部の部長は最高裁判所事務総長をもつて、これに充てる。
第三部に属する常任委員のうち少くとも二人は、最高裁判所長官の申出に基き、最高裁判所の一級又は二級の官吏の中からこれを命ずるものとする。
第五條 高等試験委員会の職務は、法務總裁官房において、これを掌る。
第六條 高等試験委員会第一部及び第二部並びに普通試験委員は、その所掌にかかるすべての公職について、國家公務員法(その特例を定める法律又は人事委員会規則)又は地方公共団体の公務員に関する法令中任用に関する規定が適用されるに至つたときは、当然にその成立を失う。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。
官吏任用級令その他の法令中「高等試験委員」とあるのは、「高等試験委員会」と読み替へるものとする。
行政官廳法等の一部を改正する法律案
行政官廳法等の一部を改正する法律案
行政官廳法(昭和二十二年法律第六十九号)附則第二項、經濟安定本部令(昭和二十二年勅令第九十三号)附則第二項、日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律(昭和二十二年法律第七十二号)第一條の三及び建設院設置法(昭和二十二年法律第二百三十七号)附則第二項中「五月三十一日」を「六月三十日」に改める。

長は最高裁判所事務総長をもつて、これに充てる。
第三部に属する常任委員のうち少くとも二人は、最高裁判所長官の申出に基き、最高裁判所の一級又は二級の官吏の中からこれを命ずるものとする。
第五條 高等試験委員会の職務は、法務總裁官房において、これを掌る。
第六條 高等試験委員会第一部及び第二部並びに普通試験委員は、その所掌にかかるすべての公職について、國家公務員法(その特例を定める法律又は人事委員会規則)又は地方公共団体の公務員に関する法令中任用に関する規定が適用されるに至つたときは、当然にその成立を失う。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

五月二十七日本委員会に左の事件を付託された。（予備審査のための付託は五月二十六日）

一、行政官廳法等の一部を改正する法律案（第五十九号）

昭和二十三年七月十四日印刷

昭和二十三年七月十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局